

横浜市駐車場条例施行規則の一部改正（令和 8 年 9 月 1 日施行） 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（駐車施設等の附置の特例に関する<u>基準</u>） 第 2 条 （本文省略） 2 （本文省略） （新設）	（駐車施設等の附置の特例に関する<u>基準等</u>） 第 2 条 （本文省略） 2 （本文省略） <u>3 条例第 10 条第 8 項に規定する規則で定める期間は、同条第 4 項の規定の適用に係る同条第 7 項の承認を受けた日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間とする。</u>
（届出<u>等</u>） 第 6 条 条例第 7 条の規定による届出は、駐車施設等を設けようとする建築物に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請書を提出するときまでに、<u>附置義務駐車施設等設置変更届出書（第 1 号様式）及び別表第 1 に規定する図面（変更の届出の場合は、変更する事項に係る図面に限る。）を市長に提出することにより</u>行わなければならない。	（届出） 第 6 条 条例第 7 条の規定による届出は、駐車施設等を設けようとする建築物に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請書を提出するときまでに、<u>次に掲げる事項を記載した届出書に建築物の付近見取図その他市長が必要と認める図書を添付して</u>行わなければならない。 <u>(1) 当該届出をする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</u> <u>(2) 建築物の位置、用途及び延べ面積</u> <u>(3) 駐車施設等の位置、駐車台数及び形態</u> <u>(4) その他市長が必要と認める事項</u>
（承認申請等） 第 7 条 <u>条例第 10 条第 5 項の規定による承認の申請は、前条の規定による届出の前に、附置義務駐施設等設置変更特例承認申請書（第 3 号様式）、別表第 2 に規定する図面（変更の承認の場合は、変更する事項に係る図面に限る。）及び附置義務駐車施設等使用承諾書（第 4 号様式。建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者と駐車施設等を設置する者とが異なる場合に限る。）を市長に提出することにより行わなければならない。</u>	（承認申請等） 第 7 条 <u>条例第 10 条第 7 項の規定による承認の申請は、前条の規定による届出の前に、次の各号に掲げる承認の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書に建築物及び駐車施設等の付近見取図その他市長が必要と認める図書を添付して行わなければならない。</u> <u>(1) 条例第 10 条第 1 項から第 3 項まで又は第 6 項の規定による承認</u> <u>次に掲げる事項</u> <u>ア 当該承認を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</u> <u>イ 建築物の位置、用途及び延べ面積</u> <u>ウ 駐車施設等の位置、管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、駐車台数並びに形態</u> <u>エ その他市長が必要と認める事項</u> <u>(2) 条例第 10 条第 4 項の規定による承認</u> <u>次に掲げる事項</u> <u>ア 前号ア、イ及びエに掲げる事項</u> <u>イ 駐車施設等の利用状況</u> <u>ウ 控除する駐車台数</u> <u>(3) 条例第 10 条第 5 項の規定による承認</u> <u>次に掲げる事項</u>

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認し、又は承認しないことに決定したときは、<u>附置義務駐車施設等設置変更特例の承認不承認通知書（第 5 号様式）</u>により申請者に通知するものとする。 3 <u>前 2 項</u>に定めるもののほか、条例又はこの規則の規定による市長の承認等を得るための申請は、前条の規定による届出の前に又は届出と同時に、<u>承認等申請書（第 6 号様式）及び当該申請の審査に必要な図面等を市長に提出することにより</u>行わなければならない。 4 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認等をし、又は承認等をしないことに決定したときは、<u>承認等不承認等通知書（第 7 号様式）</u>により申請者に通知するものとする。	<u>ア 第 1 号ア及びエに掲げる事項</u> <u>イ 新築する建築物の位置、敷地面積、用途及び延べ面積</u> <u>ウ 控除する駐車台数</u> <u>エ 除却する建築物の位置、敷地面積、用途及び延べ面積</u> <u>オ 条例第 10 条第 4 項の規定により控除された駐車台数</u> 2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認し、又は承認しないことに決定したときは、<u>その旨を書面</u>により申請者に通知するものとする。 3 <u>第 1 項</u>に定めるもののほか、条例又はこの規則の規定による市長の承認等を得るための申請は、前条の規定による届出の前に又は届出と同時に、<u>次に掲げる事項を記載した申請書に建築物の付近見取図その他市長が必要と認める図書を添付して</u>行わなければならない。 <u>(1) 当該承認等を得ようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</u> <u>(2) 第 1 項第 1 号イ及びエに掲げる事項</u> <u>(3) 駐車施設等の駐車台数及び形態</u> <u>(4) 承認等を得ようとする事項及び理由</u> 4 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認等をし、又は承認等をしないことに決定したときは、<u>その旨を書面</u>により申請者に通知するものとする。
<u>（定期報告書）</u> <u>第 8 条 条例第 12 条の 2 の規定による駐車施設等の維持管理の状況についての報告は、定期報告書（第 8 号様式）を市長に提出することにより行わなければならない。</u>	<u>（削除）</u>
<u>（措置命令書）</u> <u>第 9 条 条例第 13 条に規定する命令は、措置命令書（第 9 号様式）を交付することにより行うものとする。</u>	<u>（措置命令書）</u> <u>第 8 条 条例第 13 条に規定する命令は、措置命令書（別記様式）を交付することにより行うものとする。</u>
<u>（身分証明書）</u> <u>第 10 条 条例第 14 条第 2 項に規定する証票は、身分証明書（第 10 号様式）とする。</u>	<u>（身分証明書）</u> <u>第 9 条 条例第 14 条第 2 項に規定する証票は、横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和 4 年 3 月横浜市規則第 26 号）別記様式によるものとする。</u>
<u>（委任）</u> <u>第 11 条 この規則の施行に関し必要な事項は、道路・交通政策局長が定める。</u>	<u>（委任）</u> <u>第 10 条 この規則の施行に関し必要な事項は、道路・交通政策局長が定める。</u>
<u>別表第 1（第 6 条）</u> <u>（表省略）</u>	<u>（削除）</u>
<u>別表第 2（第 7 条第 1 項）</u>	

<u>(表省略)</u>	<u>(削除)</u>
<u>第 1 号様式 (第 6 条)</u> 附置義務駐車施設等 <u>設置</u> <u>変更</u> 届出書	<u>(削除)</u>
<u>第 3 号様式 (第 7 条第 1 項)</u> 附置義務駐車施設等 <u>設置</u> <u>変更</u> 特例承認申請書	<u>(削除)</u>
<u>第 4 号様式 (第 7 条第 1 項)</u> 附置義務駐車施設等使用承諾書	<u>(削除)</u>
<u>第 5 号様式 (第 7 条第 2 項)</u> 附置義務駐車施設等 <u>設置</u> <u>変更</u> 特例の <u>承認</u> <u>不承認</u> 承認申請書	<u>(削除)</u>
<u>第 6 号様式 (第 7 条第 3 項)</u> 承認等申請書	<u>(削除)</u>
<u>第 7 号様式 (第 7 条第 4 項)</u> <u>承認等</u> <u>不承認等</u> 通知書	<u>(削除)</u>
<u>第 8 号様式 (第 8 条)</u> 定期報告書	<u>(削除)</u>
<u>第 9 号様式 (第 9 条)</u> 措置命令書	<u>別記様式 (第 8 条)</u> 措置命令書
<u>第 10 号様式 (第 10 条)</u> 身分証明書	<u>(削除)</u>